

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係/日米協議委員会開催関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732</a>

新開完表記事

北米中-降長

沖縄に關する日米協議委員会  
 第19回会合後の共同新聞発表案

45. 4. 4. 米IC - (佐藤)

1. 沖縄に關する日米協議委員会。第19回  
 会合は、4月 日 外務省で開催された。

協議委員会には、日本側より、通知外務  
 大臣、山中総務長官が出席し、米国側より

マヤ中-駐日米大使が出席したほか、沖縄  
 の準備委員会には、日米両政府と代表  
 各々

する高瀬大使、<sup>及</sup>ラニエリ高等弁務官が同席した。

2. 席上、日米双方は、沖縄の復帰準備の  
 進め方につき討議し、別紙の通りの復帰

準備のための原則と指示を採択した。

3. さらに、日米双方は、復帰準備の~~進め方~~

遂行のための便宜を図るため、本土・沖縄向の渡航に自らの手続と出来のだけ簡素化

することの必要であることと認め、日米両政府間の関係当局者間の協議を通じて、そのために

必要とする特定の措置を講ずることと意見の一致をみた。

沖繩へ米国政府当局  
二つに勾連し、米国側 ~~米政府~~ 米政府 ~~は~~ 付  
~~日米政府の希望を考慮して~~ (1) 本土の国会  
今後

議員 (2) 復帰準備に勾連して日米政府の  
公用の目的をもって沖縄に派遣する者及び

(1) 日米両政府の関係当局者間の協議  
を通じて ~~意見を判断し~~ 範囲内の予備  
決定を下さる

渡航者の沖縄入域については、数次の入域  
許可を与える <sup>(用意がある)</sup> ~~こと~~ 旨述べる。日米側  
も、米国側のこの措置と歓迎旨を述べた。

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

~~アメリカ局長~~

~~参事官~~

~~北米第一課長~~

秘  
無期限

十三項は守谷監理  
復旧部長は  
同

沖縄に関する日米協議委員会  
第19回会合後の共同新聞発  
表(案)

昭和45年4月4日

アメリカ局北米第一課

1. 沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合は、4月 日外務省で開催された。

協議委員会には、日本側より愛知外務大臣、山中総務長官が出席し、米国側よりマイヤー駐日米国大使が出席した。ほか、~~沖縄の準備委員会において日米両政府をおのおの代表する高瀬大使及びランパート高等参事官が同席した。~~

2. 席上、日米双方は、沖縄の復帰準備の進め方につき討議し、別紙のと通りの復帰準備のための「原則と指針」を採択した。

口頭  
も  
然  
る  
し

3. さらに日米双方は、復帰準備の遂行のための便宜を図るため、本土、沖縄間の渡航に関する手続をできるだけ簡素化することが必要であることを認め、日米両政府の関係当局者間の協議を通じ、そのために必要な措置を講ずることに意見の一致をみた。

これに関連し、米国側より、沖縄の米国政府当局は、今後(イ) ~~在米~~ 国会議員、(ロ) 復帰準備に関連して日本政府が公用の目的をもって沖縄に派遣する者、及び(ハ) 日米両政府の関係当局者間の協議を通じて定められる範囲内の民間渡航者の沖縄入域について、数次の入域許可を与える用意がある旨述べ、日本側 ~~も~~ 米国側のこの措置を歓迎する旨述べた。

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

る商

19日 協定

大臣秘書官

事務次官

官房長

情文局長

外務審議官

官房総務課長

参事官

外務審議官

官房書記官

報道課長

国内広報課長  
海外広報課長

外務大臣記者会見記録 (4月20日 5時5分)

(大臣). 日中の覚書貿易の関係について、昨日

予め用意していた非公式見解以外には  
外務大臣としてコメントすることは差し控え

たい。要するに、随分苦勞が、覚書貿易が  
できたことは結構で、苦勞はあったが、

その声明については、政府だけでなく日本国民  
の相当の人達がどういふふうを受けとる

だろうということを考えておいただけで、あまり  
多言を要しなかった。結局、日本の誠意、

真意は、いかはわかるだろうという以外には言えたり。

をいめる人達の

次に、スチムポートの定期協議については、今日の午前と午後だけでは時間が足りず、

双方とももっと話し合いたいことがあったが、双方が一番関心を持つ問題については

は率直な意見交換ができた。そこで、この定期協議を続けることが双方にとって

有益 useful であることが認められ、来年は、日取りは双方の合意するところによるが、

ロンドンでやることは合意した。

定期協議だから、この具体的な問題については

結 ~~議論~~ が出るというやり方ではなく、従って何が決ったというよりは、国際情



勢全般、特にアジア情勢中心に意見を交換した。  
バイラテラルな面では、交渉では「川が

貿易問題について双方が意見を述べた。  
先方は、EECに入るという考え方をもち

るが、ウイスキーの自由化と関税の引下げ  
について、原則的に物販及び資本の自由

化を互に進めたいという考え方を  
もちたが、こちらでは、EECとの関係で

セーフガードをやめろべきだとの原則論  
を述べた。

(問)、アジア情勢では中国問題が主か。

(答)、中国問題も当然主だ。更に、北朝鮮、イ  
ンドネシアについても話した。先方は、やはり、

インドネシアにも、カンボジアについても

等は非常に気にしていた。ところが、  
ラオスについては英国共同議長国<sup>が</sup>という

責任を負っている以上、もう少し~~英米~~積極  
的に緊張緩和に努力してくれませんか  
当然希望があると云うのである。

(向)、インドシナ問題については、英日とどう考  
えるかという事は出てきたか。

(答)、具体的にいへば、伸々である。英国の立場と  
いは、シムラ会議<sup>が</sup>ということ、63年  
から盟にある訳だが、必ずしもそうなら  
ない。ニダ<sup>ル</sup>だけではない、しかし

皆が集まれば、その中で、<sup>大國</sup>~~英米~~と  
~~米ソ~~米ソ両国にもっと積極的に動  
くことの

事をさせなければいけないと考えている

どう感じをうけた。

明日、津縁についの協議書があり、  
返還準備についの基本方針を話し合う。

これは、この間、閣議で決めたどうなことを  
日米双方で更にアクリレスが中心という

が中心だと思ふ。今、山中長官と電話  
で話したところだ。渡航制限はついで

今日、レポートが何かいじり出すんだが、  
これは彼らの希望を記したものであり、

自分には、施政権者の代表たるレポート  
の方からやった方がよいと考へている。

ついで、離職者の手当増額は、きちと  
やった方がよいが、渡航制限は、返

還までには、先方からやった方がよいと考へている。

後は、面接~~雇傭~~だが、これは、やはり、日米  
~~交渉~~というよりは、やゝ、先方に比重が  
入る。

大抵と云えるかも知れず、とにかく、若干  
時間がかかるかも知れない。

返還については予定通り、どんどん進ん  
でいると云う言「返還」については、  
思ふ。

(問) 面接~~雇傭~~も明日話し合われるか。

(答) 明日は返還の基本方針と、準備委に  
対する仕事の割り振りとかが主題で、

面接~~雇傭~~については、正式議題に入ら  
ないが、当然話し合はれる。

これは~~当然話し合~~双方とも前向きではあ  
るが、結局はリーガルな問題だ。誰

が雇傭者になるか、日本政府がやるか、

本工に「おこしまうかけた。労働三法とか、  
争議権とか、それ以外の裁判権とか、双方

とも前向きではあるが、それが可能案では  
なく、~~即ち~~ 勢い、というものがあつて、とに

かく、全駐労働の人達があの程 <sup>望んで</sup> いる  
いることだから、さういふことが前進したと

いうかっこうをかけたものだけれども、本質  
的問題で伸々難しい。

(内) 明日に <sup>結</sup> ~~結~~ 論は出るか。

(答) 明日は未だ出ない。自分としては、国会  
でも言っているが、何う側か (結論か) だよ

いとか、さう側か出るとかではなく、  
~~アトモデ~~ の問題で、それではい

うことにすれば、両方が合意合意した

この形式だけと申すは、 $\lambda = \mu$  であり、  
双方の支持は完全に一致しているの

ではあるが、本当にリーガル、テラ=011  
の向題である。

沖繩に関する日米協議委員会第十九回会合  
の開催について

沖繩に関する日米協議委員会の第十九回会合は、明四月二十一日（火）午前十時三十分より外務省において開催される。

なお、本委員会会合には、日本側から愛知外務大臣および山中総理府総務長官が、また、米側からマイヤー駐日米國大使が出席するほかランパート高等弁務官が同席する予定である。

沖繩に関する日米協議委員会  
第19回会合後の共同新聞発表

昭和45年4月21日

1. 沖繩に関する日米協議委員会の第19回会合は、4月21日外務省で開催された。

協議委員会には、日本側より愛知外務大臣、山中総務長官が出席し、米国側よりマイヤー駐日米国大使が出席したほか、ランパート高等弁務官が同席した。

2. 席上、日米双方は、沖繩の復帰準備の進め方につき討議し、別紙のとおり復帰準備のための「原則と指針」を採択した。



復帰準備及び準備委員会の作業  
のための原則及び指針

昭和45年4月21日採択

沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けの愛知揆一外務大臣とアーミン・H・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、沖縄の施政権の日本への返還のための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に応じ随時策定することが合意された。

I 全般

1. 沖縄の復帰準備は、日本、米国及び沖縄の各当局の間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとし、その際昭和44年11月21日の佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返還を達成するための協定の締結のために東京で行なわれる外交交渉の進展をも勘案する。

2. この準備作業を行なうにあたり、主として次の諸点を配慮する。

(1) 沖縄住民の意見と希望を十分考慮して住民の福祉及び利益の向上を図り、また、社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性のある移行を確保すること。

(2) 返還の時までは、沖縄における米国の施政権がそのまま保持されること。

(3) 返還後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多岐にわたる努力が、関係当局の協力を通じて、迅速かつ効果的に行なわれること。

(4) 日米安保条約及びこれに関連する諸取決めを復帰にあたって変更なしに沖縄に適用するための準備が行なわれる間、日本を含む極東の安全の面での沖縄における米軍の有効性が維持されること。

3. 琉球政府による実施を必要とする準備作業については、同政府は、日本政府が沖縄の米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必

要な援助を受けることができる。琉球政府に対する日本政府の援助は、那覇に設置される日本政府の沖縄・北方対策庁沖縄事務局を通じて行なわれる。

## Ⅱ 準備委員会

1. 準備委員会は、当初、次の任務を優先的にとりあげるものとする。
  - (1) 施政権返還前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に関し沖縄現地において処理すべきものの解決策を策定すること。これらの措置は、沖縄県の設置のため及び地位協定の沖縄への適用を容易にするため必要となるべき現地における準備並びに琉球諸島米国民政府の諸機能の適切な処理を含む。
  - (2) 沖縄の長期的な産業と経済の開発を考慮しつつ、施政権返還前に沖縄と本土との間の経済的及び社会的格差をできる限り是正するため必要な措置を策定すること。
2. 上記1.の措置は、協議委員会の了承の下に、

準備委員会によつて確定される計画に従つて実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のための唯一の公的経路として、次の分野における手続を策定する。
  - (1) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をそれぞれの政府代表を通じて相互に提供すること。
  - (2) 日本政府の調査団が復帰に関連する目的のために行なう沖縄の米国当局からの情報収集活動について調整すること。
  - (3) 事業及び自由職業に従事する者を含む沖縄在住の非琉球人が復帰以前において日本政府の関係当局と相談することを可能にするための効果的な方法を定めること。
4. 準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見を十分考慮する。
5. 準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間隔を置いてその活動に関する報告を行なう。

共同新聞発表英文

Joint Press Release on the  
19th Meeting of the Japan -

U.S. Consultative Committee  
on Okinawa

(Draft)

April , 1950

1. The Nineteenth Meeting of the  
Japan - U.S. Consultative Committee

on Okinawa was held at the  
Ministry of Foreign Affairs on

April , 1950.

Foreign Minister Kiichi Aichi

and Director-General Sadanori  
Yamanaka of the Prime Minister's

Z

Office represented the  
Japanese Government and

Ambassador Armin H. Meyer  
represented the United States

Government, was  
also present.

Z



Joint Press Release  
of  
the 19th Meeting of  
the Japan-United States Consultative Committee  
on Okinawa

(Draft)

April 21, 1970

1. The nineteenth meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa was held at the Ministry of Foreign Affairs on April 21, 1970.

At the meeting, Foreign Minister Kiichi Aichi and Director-General of the Prime Minister's Office Sadanori Yamanaka represented the Japanese Government and Ambassador Armin H. Meyer represented the United States Government.

*General James B. Lempert, United States High Commissioner of the Ryukyu Islands, was also present at the meeting.*  
~~Ambassador Wiro Takase and General James B. Lempert, United States High Commissioner of the Ryukyu Islands, who represent the Governments of Japan and the United States respectively at the Preparatory Commission in Okinawa, were also present at the meeting.~~

7  
P  
1.  
+  
✓  
P  
1.  
3.  
L  
T  
10

2. At the meeting, the Japanese and the United States sides discussed on how to <sup>the</sup> carry out preparatory work for the reversion of Okinawa to Japan and adopted the "Principles and Guidelines" for reversion preparations, as given in <sup>the</sup> attached document.

~~3. Furthermore, both sides recognized that in order to facilitate the carrying out of <sup>the</sup> preparatory work, it is <sup>for reversion</sup> desirable to simplify, to the extent possible, procedures necessary to simplify, to the extent possible, procedures required for travel between Okinawa and Japan proper, and agreed that necessary measures to this end be taken through consultations between the authorities concerned of the two Governments.~~

In this connection, the United States side stated that the United States authorities in Okinawa are hereafter <sup>contemplating</sup> prepared to give multiple entry permits for entry into Okinawa

to (a) Diet members of Japan proper (b) persons sent by the <sup>that travel regulations would be modified to permit</sup> the issuance of multiple entry permit to Japanese  
(a) members of Japanese Diet <sup>the</sup>



Japanese Government for official purposes related to  
reversion preparations and (c) ~~citizens~~ <sup>other</sup> of certain cate-

gories <sup>of travellers</sup> ~~which shall be determined through consultations~~  
between the authorities concerned of the two Governments.

The Japanese side welcomed this policy on the part of the  
~~United States Government.~~

~~The Japanese side welcomed this announcement~~

Joint Press Release  
of  
the 19th Meeting of  
the Japan-United States Consultative Committee  
on Okinawa

April 21, 1970

1. The nineteenth meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa was held at the Ministry of Foreign Affairs on April 21, 1970.

At the meeting, Foreign Minister Kiichi Aichi and Director-General of the Prime Minister's Office Sadanori Yamanaka represented the Japanese Government and Ambassador Armin H. Meyer represented the United States Government. General James B. Lampert, United States High Commissioner of the Ryukyu Islands, was also present at the meeting.

2. At the meeting, the Japanese and the United States sides discussed the preparatory work for the reversion of Okinawa to Japan and adopted the "Principles and Guidelines" for reversion preparations as given in the attached document.

PRINCIPLES AND GUIDELINES  
FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND  
THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION

ADOPTED APRIL 21, 1970

At the 19th meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa, the Governments of Japan and the United States agreed, according to the Exchange of Notes of March 3, 1970, between Foreign Minister Kiichi Aichi and United States Ambassador Armin H. Meyer, on the following principles and guidelines for the preparations for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan and for governing the future functioning of the Preparatory Commission. It was also agreed that the Consultative Committee would establish additional principles and guidelines as necessary from time to time.

I. GENERAL

1. The preparations for reversion of Okinawa are to be undertaken after close coordination and consultation by the authorities of Japan, the United States and the Ryukyu Islands, reflecting the progress of diplomatic negotiations in Tokyo for the conclusion of

an

an Agreement to accomplish reversion as set forth in the Joint Communique between Prime Minister Eisaku Sato and President Richard M. Nixon of November 21, 1969.

2. The prime considerations for this preparatory work are as follows:

a) The welfare and interests of the inhabitants of Okinawa are to be promoted with full consideration to their views and aspirations; and orderly and stable transition in the social, economic and commercial fields is to be assured.

b) The administrative rights of the United States in Okinawa will remain intact and unimpaired until the time of reversion.

c) The complex efforts required of the Government of Japan in order to prepare for the assumption of administrative rights after reversion will be made with speed and effectiveness through the cooperation of the authorities concerned.

d) While carrying out preparations to apply the Treaty of Mutual Cooperation and Security and related arrangements without modification to

Okinawa

Okinawa upon reversion, the effectiveness of the United States forces in Okinawa in terms of the security of the Far East including Japan is to be maintained.

3. With respect to preparatory works which require implementation by the Government of the Ryukyu Islands, that Government may accept necessary assistance, including advice and guidance, from the Government of Japan in cooperation with the United States authorities in Okinawa. The assistance of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands will be extended through the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency of the Japanese Government to be established in Naha.

## II. PREPARATORY COMMISSION

1. The Preparatory Commission initially shall give priority to the following tasks:

a) Identification of problems to be solved before the return of the administrative rights and the devising of measures to solve such problems as are to be dealt with in Okinawa; the measures including, inter alia, local preparations as necessary

( necessary to establish the Okinawa Prefecture and to facilitate the application to Okinawa of the Status of Forces Agreement, as well as disposition, as appropriate, of the functions of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands.

b) Taking into consideration the long-term industrial and economic development of Okinawa, devising of measures necessary to minimize as much as possible economic and social differences between Okinawa and Japan before the return of the administrative rights.

2. The measures referred to in paragraph 1. above shall be implemented, according to schedules to be decided on by the Preparatory Commission, pursuant to approval of the Consultative Committee.

3. The Preparatory Commission, as the sole official channel for local consultation and coordination between the Governments of Japan and the United States, shall establish procedures in the following fields:

a) Supplying to each Government through their respective representatives information agreed as necessary for the promotion of the preparations for reversion.

b)

b) Coordination of information-gathering activities by official Japanese Government missions from authorities of the United States in Okinawa for purposes relating to reversion.

c) Providing for effective means by which non-Ryukyuan residents, including businessmen and professionals, of Okinawa can consult with the appropriate authorities of the Government of Japan prior to reversion.

4. The Preparatory Commission in the course of its work shall take fully into consideration the views of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands in his role as adviser to the Commission.

5. The Preparatory Commission shall report on its activities to the Consultative Committee at appropriate intervals.

~~十原論文~~

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

各社  
各社

日本協議委員会開催の條の  
陸官主席の談話について

45.5.6  
米北一

4月21日開催。日本協議委員会において  
「原則と指針」が採択されたことについて

総務府政務官行政主席は、別紙のとおり、  
談話を發表し、陸官主席の談話

5月6日

録し、北米第一 即ち参考中。



本日発表された日米協議委員会  
第九回会合において、沖縄の復師  
準備および準備委員会の作業のための  
原則および指針が採択された。  
その中には、復師準備の全般的事項  
としては、当面の優先任務や  
諸平統の策定も明記されている。  
準備委員会は、この原則と指針  
に基づき、具体的な活動に入る  
こととなるが、その中の配慮する  
点の第一番に、沖縄住民の意見と  
希望を十分に考慮し、住民の  
福祉と心利養の向上を図り、  
また社会経済産業の各分野  
において秩序と安定性の高い形

行を確保するに、また、手続等  
定に開する項の中「準備委員  
会は、その事務を遂行するに当り、  
同委員会の間接にある琉球政府の  
政令の意見も十分考慮する、  
こととせらるる。

和泉委員代表は、十分意見を  
述べ、第一、琉球の特殊事情が、  
のため、十分注意移行のために、  
準備委員会の十分機能を發揮し、  
所期の目的が達せらるることを  
期した。

また、この原則中には、安保や  
その他専断行政的問題に  
関して、今後委員意見も十分  
に開いて、検討せらるることとせらるる。

# 一般情報

第 89 号

## 目次

昭和 45 年 4 月 21 日

1. 愛知大臣記者会見 ( 20 日、日英定期協議の後 )
2. 大蔵省新聞発表 ( 20 日 )
  - 為替管理手続の簡素化等
3. 一面トップ記事 ( 20 日夕刊 )
4. 欧亜局ブリーフ ( 20 日 )
  - 第 8 回日英定期協議
5. 愛知大臣定例記者会見 ( 21 日 )
6. 沖縄に関する日米協議委員会第 19 回会合後の共同新聞発表 ( 付、復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針 ( 21 日 ) )
7. 日中共同コミュニケに関する官房長官談話 ( 21 日 )
8. 一面トップ記事 ( 21 日朝刊 )

## 1. アイチ大臣記者会見(20日)

(大臣) 日中の覚書貿易の関係については、昨日予め用意していた非公式見解以外には外務大臣としてコメントすることは差しひかえたい。要するに、随分く労され、覚書貿易が出来たことは結構で、ごく労儀でしたが、その声明については、政府だけでなく日本国民の相当の人間がどういうふうを受けとるだろうということを考えてみただけで、あまり多言を要しないだろう。結局、日本の腹意、真意は、いつかはわかるだろうという以外には言えない。

次に、ステュアートをはじめとする人達との定期協定については、今日の午前と午後だけでは時間が足りず、双方とももつと話し合いたいことがあつたが、双方が一番関心をもつ問題についてはさつ直な意見交換ができた。そして、この定期協定を続けることが双方にとって有益であることが認められ、来年度、日坂りは双方の合意するところによるが、ロンドンでやることに合意した。

定期協定だから、1つの具体的問題について結論が出るというやり方でなく、従つて何が決つたということはないが、国際情勢全般、特にアジア情勢を中心に意見を変換した。バイラテラルな面では、交渉ではないが、貿易問題について双方が意見を述べた。先方は、互恵に入るという考え方もつているが、ウイスキーの自由化と関税の引下げ

はじめ、原則的に物および資本の自由化を互に推めていきたいという考え方をもっており、こちらでは、互互のとの関係で、セーフ・ガードをやめるべきだとの原則論を述べた。

(問) アジア情勢では中国問題が出たか。

(大臣) 中国問題も当然出た。更に、北朝鮮、インドシナについても話し合った。先方は、やはり、インドシナについても、カンボディアがどうなるか等は非常に気にしていた。こちらとしても、ラオスについては英国が共同議長国という責任を負っている以上、もう少し積極的に緊張かん和に努力してくれることは当然希望するところである。

(問) インドシナ問題について、英国としてどう考えるというところは出てきたか。

(大臣) 具体的にはなかなかない。英国の立場としては、ジュネーヴ会議ということが、63年から頭にある訳だが、必ずしもそういうフォーミラにこだわるわけではない。しかし、みなが集って、その中で、大國としての米ソ両国に、もつと積極的動きをさせなければいけないと考えているような感じをうけた。

明日、オセナワについての第3回委があり、返かん準備についての基本方針を話し合う。これは、この間、円談で決

めたようなことを日米双方で更にアクノレッジするということが中心だと思ふ。今、山中長官とも電話で話したところだ。渡航制限については、今日、ランバートが何かいつているはずだが、これは彼らの希望していたことであり、自分としては、施政権者の代表たるランバート氏の方からやつた方がいいと考えている。

つまり、渡航者の手当増額は、こちらでやつた方がいいが、渡航制限は、返かんまでは、先方でやつた方がいいと考えている。

後は、間接雇ようだが、これは、やはり、日米合同というよりは、先方に比重が大きいといえるかも知れず、とにかく、若干時間がかかるかも知れない。

返かんについては予定通り、どんどん進んでいるといつて言い過ぎではないと思ふ。

(問) 間接雇ようも明日話し合われるか。

(大臣) 明日は返かんの基本方針とか、準備書に対するし事の割り振りとかが主眼で、間接雇ようについては、正式詰理に入っている訳ではないが、当然話しには出る。これは、双方とも前向きではあるが、結局はリーガルな問題だ。だれが雇よう者になるか。日本政府がなれば、本土になつてしまふわけだ。労働三法とか、争議権とか、それについての裁判権とか、双方とも前向きではあるが、それが

万能やくではなく、やはり得いというものがあつて、とくにかく、全産労の人達があれ程望んでいることだから、そういうことが前進したというかつまらうをつげたいのだけれど、本質的問題でなかなか難しい。

(問) 明日に結論は出るか。

(大臣) 明日はまだ出ない。自分としては、国会でも言っているが、向う側が(結論が)出ないとか、こちら側が出ないとかではなく、手続きの問題で、これでいいということになれば、両方が会つて、合意したという形式<sup>で</sup>とればいい訳で、そこまで双方の気持は完全に一致しているのではあるが、本当にリーガル、テクニカルな問題である。

## 2. 大蔵省新聞発表(20日)

### ○為替管理手続の簡素化等

政府はかねてから為替管理手続の簡素化をはかつてきたが、今回さらにこれを一段と簡素させるため、貿易外取引の管理に関する省令及び関係通知等を改正することとした。

本改正は5月/日より実施する。

(参考)

改正の要旨

いては一致をみた。英は日・米とのがどの程度話し合いを進めているかに関心を示していた。

#### 5. アイチ大臣定例記者会見(2/日)

(大臣) 今日の閣議では、私から、エカフエの出張、今日の日米協議委、東京条約、日英協議の4つについて簡単に報告しておいた。エカフエについては、既にお話し済みで特に申し上げることはない。日米協議委については、こういう議題でこれからやるということ、また、渡航制限の緩和について述べ了承された。

東京コンベンションについてはいよいよ批准に決り、その手続をとることとし、さらに、12月にヘーグで行なわれる会議においてもよりよき内容のものができるよう日本側としても努力したい旨述べておいた。

日英協議の関係では一応スムーズに終ったが、通産、大蔵に対し、バイラテラルな日英貿易上の問題で、例えば毛の取り扱い、ウイスキーの取り扱い等、また、こちらからいえばセーフ・ガードの撤廃というような問題について、双方の気持が大体合ってきたので、いよいよづめの段階に入るだろうからよろしくと述べ、通産大臣は了承、大蔵大臣も今日ステュアートに会うので話を聞いてみようということであつた。



日中の貿易に関連した覚書については、政府としても関心をもたざるを得ず。軍国主義とか、オキナワはベトナムとかについてはきよく解もなはだしい。そういうことについて今まで総理の委員会での発言、外務省の非公式見解、官房長官の談話、応答ぶり等については全閣僚一致して支持するが、今日が声明後最初の閣議なので、あらためて、全体の統一された思想をとりまとめ、官房長官より、会見で話すことになった。その要点は、平和憲法の下でたゆみなく歩みを続けてきているわが国の主体的立場に対して、軍国主義とは何事か、また、オキナワの復帰を本土のオキナワ化ということは真相を知らざるものであり、全国民の願望によつてこそ核ぬき、本土なみで返かんが実現することになったものであるということである。あと、閣議の問題としては、航空機乗取りについての法律案、水質おだく、春闘の経過報告等があつた。

⑥。オキナワに関する日米協議委員会第19回会合後の共同新聞発表(2/日)

1。オキナワに関する日米協議委員会の第19回会合は、4月2/日外務省で開催された。

協議委員会には、日本側よりアイチ外務大臣、山中総務長官が出席し、米側よりマイヤー陸日米国大使が出席し

たほか、ランパート高等弁務官が同席した。

2. 席上、日米双方は、オキナワの復帰準備の進め方につき討議し、別紙のと通りの復帰準備のための「原則と指針」を採択した。

○復帰準備及び準備委員会の作業のための原則及び指針  
(2/日採択)

オキナワに関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けのアイチ・キイチ外務大臣とアーミン・H・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、オキナワの施政権の日本への返かんのための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また、協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に応じ随時策定することが合意された。

1 全般

1. オキナワの復帰準備は、日本、米国及びオキナワの各当局の間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとし、その際、昭和44年11月21日のサカウ・エイサク総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返かンを達成するための協定の締結のために東京で行なわれる外交交渉の進展をもかん案する。

2. この準備作業を行なうにあたり、主として次の諸点を配慮する。

(1) オキナワ住民の意見と希望を十分考慮して住民のふくし及び利益の向上を図り、また、社会、経済、商業の各分野においてちつ序と安定性のある移行を確保すること。

(2) 返かんの時までは、オキナワにおける米国の施政権がそのまま保持されること。

(3) 返かん後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多きにわたる努力が、関係当局の協力を通じて、びん速かつ効果的に行なわれること。

(4) 日米安保条約及びこれに関連する諸取決めを復帰にあたって変更なしにオキナワに適用するための準備が行なわれる間、日本を含む極東の安全の面でのオキナワにおける米軍の有効性が維持されること。

3. リュウキュウ政府による実施を必要とする準備作業については、同政府は、日本政府がオキナワの米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必要な援助を受けることができる。リュウキュウ政府に対する日本政府の援助は、ナハに設置される日本政府のオキナワ・北方対策庁オキナワ事務局を通じて行なわれる。

#### II 準備委員会

1. 準備委員会は、当初、次の任務をゆう先的にとりあげ

るものとする。

(1) 施政権返かん前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に関しオキナワ現地において処理すべきものの解決策を策定すること。これらの措置は、オキナワけんの設置のため及び地位協定のオキナワへの適用を容易にするため必要となるべき現地における準備ならびにリニューアル諸島米国民政府の諸機能の適切な処理を含む。

(2) オキナワの長期的な産業と経済の開発を考慮しつつ、施政権返かん前にオキナワと本土との間の経済的及び社会的格差をできる限りせ正するために必要な措置を策定すること。

2. 上記1.の措置は、協議委員会の了承の下に、準備委員会によつて確定される計画に従つて実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のためのゆい一の全的経路として、次の分野における手続を策定する。

(一) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をそれぞれの政府代表を通じて相互に提供すること。

(2) 日本政府の調査団が復帰に関連する目的のために行なうオキナワの米國当局からの情報収集活動について調整すること。

(3) 事業及び自由職業に従事する者を含むオキナワ

在在の非リユウキユウ人が復帰以前において日本政府の關係当局と相談することを可能にするための効果的な方法を定めること。

4。準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、同委員会の顧問であるリユウキユウ政府行政主席の意見を十分考慮する。

5。準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間かくを置いてその活動に関する報告を行なう。



7。日中共同コミュニケに関する官房長官談話

政府は2/日の閣議で、日中覚書協定と政治会談共同コミュニケについて意見を変換。これについての政府見解ともいふべき保利官房長官談話を次のとおり発表した。

1。日中覚書協定とこれに関連して発表された共同声明に

対し、政府として関心を払わざるをえない。とくに日本において軍国主義復活の情勢にあるとの点については、戦後25年、政府、国民あげて平和憲法のもと、平和国家へのたゆみない歩みが続けてきたことをあまりにも理解していない。

1。昨年秋の日米共同声明で、韓国、台湾、など至近地域について、日本の安全確保のため、関心を表明するのは当然のことである。とくに“本土のオキナワ化”などという声明の表現は、核ぬき本土なみ返かんを主張してきた政府、国民のひ願とこれにこたえた米国の真意をまげること、はなはだしいといわざるをえない。

1。政府はこんごとも、平和国家建設の内外の基本政策を変える考えは全くない。

2。一面トツプ記事（2 / 日朝刊）

朝日一「防衛庁、46年度の防衛計画立案のための基本方針まとめる。（1）わが国独自の戦略戦術構想のもとに自主体制を強める。（2）空と海の体制強化（3）情報収集能力もじゆう実（4）自衛隊による米軍基地の自主管理をすすめる一などが重点項目」

毎日、サンケイ、東京一「社党大会、反戦グループのぼう害にそなえ会代議員を会場内にカンづめにして深やまで密議。運動方針案で左右両派が攻防。人事でも激しい票固め

」  
読売「北京発共同ニフジヤマアイイテロウ氏の再訪中  
の申し入れに対し、中国側は好意的な態度を示し、岡氏が  
ことし秋ごろ北京を再び訪れることが確定」

日経「迎賓省、システム産業時代へ新政策。企業グルー  
プを育成。開放経済下で“核”として重視」

社説

米軍の有効性維持

準備委の「指針」に対する疑点

復帰準備委員会の作業をすすめる上の「原則と指針」が、このほど日米協議委員会で決まった。

この原則と指針は、いわば準備委の任務の範囲を示す大ワケであるといつてよい。日米協議委の下部機関として、現地の沖縄に設けられた準備委は、復帰に関する問題を討議するにあたって、その原則と指針に従って活動することになっており、いままで指示待ちのかたちだったわけだが、これにより準備委は本格的な作業を開始することになる。

「原則と指針」はその全般の項で、まず復帰準備が日米間に結ばれる返還協定とはまったく別のものであることをはっきりさせた上で、作業の重要ポイントとして数項目を示している。その第一は、沖縄住民の意見と希望をじゅうぶん考慮して、住民の福祉と利益の向上をはかることを真っ先にうたい、ついで、返還

までは米国の施政権はそのまま保持されること、極東の安全の面で米軍の有効性は維持されることをあげている。

さらに、社会、経済、商業の各分野において、秩序と安定性のある移行措置をとるよう強調、準備委の当面の任務として、施政権返還前に解決すべき問題の処理、本土との格差是正に必要な措置の策定などを列挙している。

沖繩の提案の道は

指針は文字通り指針で、こまかい具体的な問題にはふれていない。といふことは復帰に関する問題ならば、自由に幅ひろくとりあげて検討することができるといふ意味に解される。これは、日本政府代表である高瀬大使が事前に強調していたことである。また、顧問である琉球行政主席の発言についても、さらに一項

目を加えて「準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、主席の意見をじゅうぶん考慮する」と述べている。沖繩側の反応が非常に気にしている背景の事情がありあろうかかがある。

ところが、わたしたちが気になるのは、やはり米軍の有効性の維持というくだりである。なぜなら、ことばの表現が、はなはだ抽象的で、解釈のしかたによってはいくらでも幅をもたすことができるからである。したがって、原則としては、復帰に関するあらゆる問題を討議することができるとなっているが、

実際には、米軍の有効性維持のために、準備委の活動範囲がはなはだしく制限をうけることが、あり得るとみなければならぬ。

復帰準備にさいして、経済基盤の建て直しをはじめ、社会保障の問題など重要な課題が山積しているけれども、これと同時に沖繩にとって何基地そのものに対する問題もきわめて重要性をおびている。将来への県民の真の福祉と利益を考へるならば、基地の問題こそ、復帰にさいし

てもっとも重視すべき要素をふくんでいるといえる。たとえば、一つの段階として軍用地の一部開放をもとめる主張だが、那覇市を中心に具体的な形をとってあらわれている。こうした問題を外交の場にもち出して討議の対象にすることができたら、従来の陳情形式にくらべて、かなり質の違った発展、反応があると予想される。準備委への提案を考へているか、どうかは知らないが、琉球政府が軍用地の開放を前提に調査をすすめているのは事実である。

日米合意への疑念

これは、基地に関する問題のほんの一例である。こういふたぐいの問題が、「米軍の有効性維持」にふれるといふことで、準備委への提案の道をすべてふさがれるとなると、わたしたちが準備委にかけた期待は半減するどころか、まるで合なしになってしまふ。

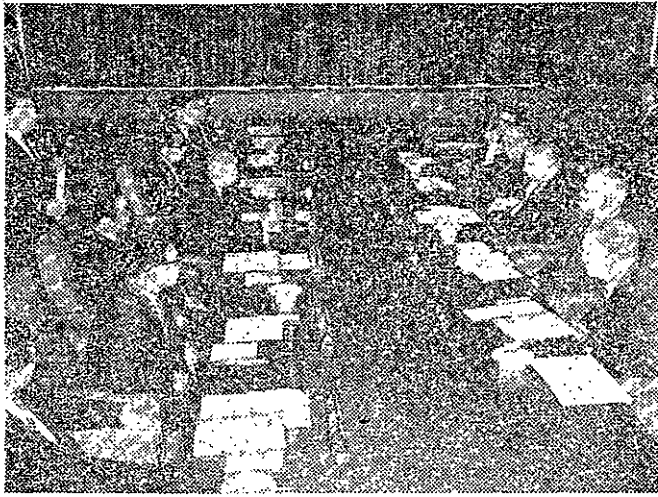
準備委の設置が、昨年十一月の日米共同声明の中から生まれてきていることを知りすぎるとは、知っていないが

ら、共同声明に批判的な沖繩の行政府・与党が、沖繩代表の参加に肯定的な態度をとっているのは、沖繩代表に自由な提案権があつて、それを積極的に利用できるといふ判断からである。

屋良主席は、日米協議委の示した「原則と指針」について、県民の福祉安寧をうたっているのだから、基地縮小の問題は話し合ひできるだろうと語っている。そのへんのところは、やはり屋良主席のこれからの政治的力量と姿勢にかかっていると見える。

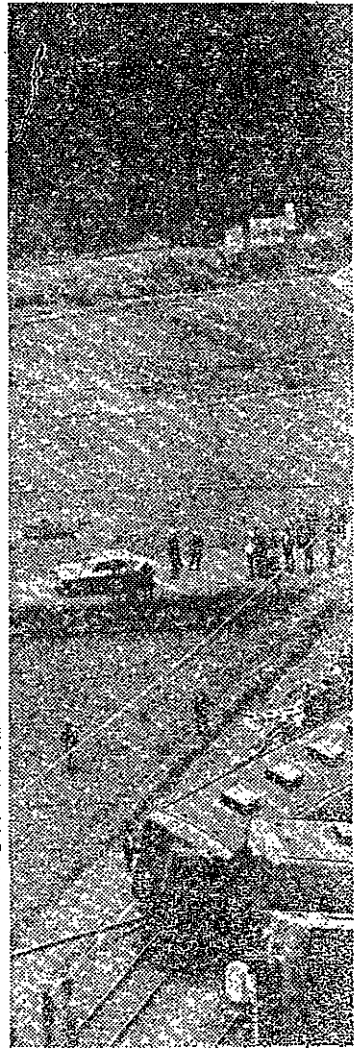
リーサー米軍長官の議会での証言によると、沖繩基地に米軍の補給中樞機能をつける構想がある。かりそめにも沖繩基地の拡充を条件に、あるいはそれを念頭において、日米間の合意が進行しているとすれば、本土政府に対する沖繩の不信感はそのばかりだろう。とこの国の場合でもよい。基地は原則として縮小されるべきものであるといふ本来の考えかたを、くすすすることがあってはならないはずである。





この日決まった「原則と指針」は、沖縄現地に設けられた復旧準備委員会の任務や性格について、事務的に取決められたものが、今後必要に応じて追加的な原則と指針を準備し、自米協定をめぐり争う事案(左側)が(右側)の四人目。

そして具体的な準備作業に当たっては、沖縄住民の意見と希望を十分考慮し、住民の福祉と利益の向上を旨とし、社会、経済、商業の各分野で、秩序と安定性のある移行を確保することと返還の準備は、沖縄での米国の施政権が、その準備保持されることと返還後の施政権行使の準備のため



認することを確認している。続いて復旧準備委員会の任務と性格について、おおよ次のように規定している。

一、準備委員会は、当初次の任務を優先的に取り上げる。

①返還前に解決すべき問題について、沖縄現地で処理すべきもの

日米両政府間の協議と調整のため唯一の公的経路とする。

一、準備委員会は、その職務を遂行するに当たり、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見を十分考慮する。

一、準備委員会は協定委員会に対し、その活動に関し報告する。

# 沖縄復帰準備へ指針

## 日米協議委で合意

# 住民の意見尊重

## 米基地問題など扱わず



日米協議委員会、左日本側は手前2人目から山中総務長官、愛知外相、右米側は手前からランバート高等弁務官、マイヤー大使

沖縄に関する「日米協議委員会」の第十九回会合は二十一日午前十一時三十分から外務省で開かれ、沖縄の施設返還のための準備作業の進め方や、那覇に設置された「復帰準備委員会」に与える「指針」などで合意した。同日の協議委員会には日本側から愛知外相、山中総務長官、米側はマイヤー大使、ランバート高等弁務官（オブザーバー）が出席、同日の合意により沖縄の復帰作業は具体化に向かって動き出すことになった。

## 雇用問題解決急ぐ

（この日の協議委では、原の渡航制限緩和措置と、日本政府別指針を決定したため、日本の基地難民者への特別返還金支出例から山中総務長官が先月沖縄復帰準備協議会臨時会で決定した政府の沖縄復帰対策大綱を、愛知外相が現在国会で審議中の復帰準備法の日本政府代表要務事務局長法案の内容をそれぞれ説明し、とくに外相から総務長官の「復帰準備法案（案）」の意義が十分理解されるまで米側に譲渡した。）

復帰準備作業を進めるにあたっては、沖縄住民の意見と希望を十分考慮し、日本政府の努力が関係当局の協力と効果的に行なわれることを求めている。この反面、沖縄における米軍の存在が日本を含む極東の安全の面で有効に維持されることを明らかにし、沖縄米軍基地、B52の撤去や原爆貯蔵など日米間の外交、軍事問題は復帰準備の場では取り上げないことに合意していることが注目される。

【復帰委員会】一、準備作業は、当初次の任務を優先的にとり行う。●施設返還前に解決すべき問題を明らかにし、現地での解決策を策定する。これには沖縄県設置および米軍地位協定の適用を容認するために必要な現地での準備と米政府諸機能の適切な処理を含む。●沖縄の長期的な産業、経済開発を考慮し、返還前に本土との経済、社会的格差を是正する。この準備作業を行なうにあたり、主として次の指針を尊重する。●沖縄住民の意見と希望を十分考慮して住民の福祉および利益の向上を図る。●米軍の施設返還がその準備作業の中心となる。●日本政府が行なうべき返還作業の準備は、日本政府の努力が関係当局の協力を通じて行なわれること。●効果的に行なわれるよう日米両政府が互いに調整し、必要に応じて調整する。●復帰準備作業の進捗状況を定期的に報告し、相互に調整する。●日本政府は関係当局の沖縄米軍当局からの情報収集活動について調整する。●沖縄に在米非邦人に対する日本側からの情報収集活動は、その効果的な実施を促す。●復帰準備作業は、復帰準備委員会が中心となる。●復帰準備作業は、復帰準備委員会が中心となる。●復帰準備作業は、復帰準備委員会が中心となる。

【復帰委員会】一、準備作業は、当初次の任務を優先的にとり行う。●施設返還前に解決すべき問題を明らかにし、現地での解決策を策定する。これには沖縄県設置および米軍地位協定の適用を容認するために必要な現地での準備と米政府諸機能の適切な処理を含む。●沖縄の長期的な産業、経済開発を考慮し、返還前に本土との経済、社会的格差を是正する。この準備作業を行なうにあたり、主として次の指針を尊重する。●沖縄住民の意見と希望を十分考慮して住民の福祉および利益の向上を図る。●米軍の施設返還がその準備作業の中心となる。●日本政府が行なうべき返還作業の準備は、日本政府の努力が関係当局の協力を通じて行なわれること。●効果的に行なわれるよう日米両政府が互いに調整し、必要に応じて調整する。●復帰準備作業の進捗状況を定期的に報告し、相互に調整する。●日本政府は関係当局の沖縄米軍当局からの情報収集活動について調整する。●沖縄に在米非邦人に対する日本側からの情報収集活動は、その効果的な実施を促す。●復帰準備作業は、復帰準備委員会が中心となる。●復帰準備作業は、復帰準備委員会が中心となる。●復帰準備作業は、復帰準備委員会が中心となる。

## 沖繩の立場最大限に 屋良主席語る

【那覇二十一日電】沖繩の復帰準備の原則および指針は二十一日の日米協議委で明らかになったが、復帰準備委員会の顧問の立場から、屋良主席は、同日午後「住民の希望や意見反映の面で沖繩の立場を主張した」との談話を発表した。

に在る会党内閣  
 「ウィーン二十日 A.P.」時  
 事「オーストリア社会党は二十日  
 夜、クライスレー党首演説する  
 の単独演説に賛み切った。オース  
 トリアの第二共和制が確定して以  
 来社会党の単独内閣が成るの事は  
 これが初めて。これより社会党  
 党首演説の連立工作を急ぎ進め  
 たいと不問に終った。新聞間の  
 事も急がれたい。

風

気が、精神を回復するの  
 わくわくしたる感を得た。  
 「お、お……」と、  
 吹き出し、彼も、彼も、  
 りりりりり、彼のほうも意外な  
 表情になった。  
 「君、知っているの、彼……」  
 舞は、へんげんたらしむな、  
 際限なく、  
 「お、お……」

沖縄に関する日米協議委員会の  
 第十九回会合は、二十一日午前十  
 時半すぎから外務省で日本側副知  
 外相、山中総務長官、米側マイヤ  
 ー駐日大使のほかランパート高等  
 弁務官が同席して開かれた。この  
 会合では三月に日米間で取りかわ  
 した交換公文にしたがって、沖縄  
 の施政権返還準備と日米協議委員  
 の今後の作業のための「原則」と  
 「指針」を合意した。  
 これによつて、原則と指針を  
 「全般」と「準備委員会」の二層  
 から成つてゐる。「全般」では先  
 ず「沖縄の復帰準備は日米協定の緊  
 密な調練、協議を経て行なひ、返  
 還協定締結のため速急にこなわれ  
 る外交交渉の進展をももたらすべ  
 し」とを前提として、米側は「沖  
 縄作業を進めたい」として、日  
 米協定の締結と日米協定の締結を  
 返還時までには沖縄の米軍施政権を  
 保持する。日米協定締結とこれに  
 関連する取り決めが済んだら、こ  
 れを以て「原則」として、米側は  
 沖縄の米軍の有効性が維持される  
 ことになつてゐる。米側は返  
 還政府に対する日本政府の返還

# 本土との格差是正など

## 日米 協議委 沖繩復帰委できめる

沖繩にかんする日米協議委員会の第十九回会合は二十一日午前十時すぎから外務省で開かれ「沖繩の復帰準備および準備委員会の作業のための原則と指針」を決めた。それによると、沖繩の復帰準備委員会は沖繩島の復興および日米地位協定の沖繩への適用準備の格差の是正——を優先的に取り上げるものになっている。また復帰準備作業をすすめるにあたって

「安原条約および協定を取り決める前、日本を管する職員の安全面での沖繩における米軍の有効性が維持されること」を要している。この日の協議では、日本側から愛知外相、山中総務長官、米側はクーパー駐日大使、ランバート副総務長官が出席、愛知外相は「復帰準備委員会の進捗はめたたくは、米側が協定締結政府主席の意

向を十分尊重してほしい」と述べ、米側もこれを受け入れた。このあと日米双方で沖繩の米軍労働者の雇用問題について話し合った結果、復帰前にも適用し移行する方向で日米双方が協定を締結することを見が一致した。復帰準備委員会の作業の原則と指針の要旨は以下の通り。

一、復帰作業を行なうにあたり、次の諸点を配慮する。①沖繩住民の意見を尊重して、住民の福祉向上を図り、社会、経済、産業分野の秩序と安定性の確保を確保する。②「省轄」の日米安原条約でこれに規定する協定の決定を準備にあたり変更なしに沖繩に適用するための準備が行なわれ

る間、日本を管する職員の安全の面で沖繩における米軍の有効性が維持されること。一、琉球政府の準備作業として同政府は日本政府の助成、指導を含む必要な援助を受けることとなる。【準備委員会】一、準備委員会は協定締結前には解決すべき問題の所在を明らかにし、沖繩現地で処理すべきものの解決案を作成し、協定締結後に沖繩本土間の経済、社会的格差を是正するための必要な措置を採取する。二、準備委員会は協定締結の進展にあたり協定締結政府主席の意見を十分考慮する。

および準備委員会の今後の作業を律するため、以下の原則と指針につき合意した。

【全題】一、沖繩の復帰準備は日米および沖繩間の緊密な協議と協力を要する。そのうち昨年十一月の佐藤・ニクソン共同声明で定められた返還協定締結のため東京で行なわれる外交交渉の進展も考慮する。

# 住民福祉を第一に

## 沖縄復帰準備の指針きまる

# 秩序と安定保つ

## 米軍の有効性維持確認

日米協議委

第十九回沖縄に関する日米協議委員会は、二十一日午前、外務省で愛知外相、山中総務長官、マイヤー駐日米大使、ランパート高等弁務官が出席してひらかれ、「沖縄復帰準備のための原則と指針」を決めた。

これは復帰準備全般の責任を負うことになった日米協議委と沖縄現地で具体的な復帰準備にあたる復帰準備委員会が行なう作業のす

め方を示したもので、復帰準備作業にあたって、沖縄住民の福祉、利益の向上をはかることと、社会、経済、商業の各分野での移行が秩序と安定性をもって行なわれよう配慮することとしている。

また、返還時戻家は米国の施政権が保持されること、沖縄における米軍の有効性が維持されることなどが再確認されている。

原則と指針の要旨次の通り。

【全般】一、沖縄の復帰準備は、佐藤・ニクソン共同宣言に定められた返還を達成するため、東京で行なわれる協定締結交渉の進展の趣意とする。

一、準備作業を行なうに当たっては、主として次の諸点を配慮する。

●沖縄住民の福祉、利益の向上をはかり、社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性のある移行を確保する。

●返還後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき努力が、迅速かつ効果的に行なわれようとする。

●復帰にあたっては、米軍の関連取決めを踏襲方針に適用するための準備が行なわれ、日本を主とする地域の安全の面での沖縄における米軍の有効性が維持されるようとする。

一、琉球政府が行なう準備作業は、日本政府、沖縄の米軍当局の助言と指導を十分に必要とする。

【準備委員会】一、準備委員会は当初、次の任務を優先的に行なう。

●施政権返還前に解決すべき問題の所在を明らかにし、現地で加理すべきものの優先順位を決める。

●この間の措置は、沖縄県の政令、地位協定の沖縄への適用を容易にするための準備や、米民政府機能の適切な処理を含む。

●沖縄の長期的な雇率と経済の開発を考慮しながら施政権返還前に沖縄と本土の間の経済的、社会的格差をできる限り是正する措置を決める。

一、準備委員会は現地における日米両政府間の協議、調整のための唯一の公約経路として次の手続を決める。

●復帰準備促進に必要な情報の相互提供。

●日本政府と米軍の情報取換活動についての調整。

●事業、自由職業従事者を含む沖縄在住非琉球人の日本政府当局との相談を可能にするための方法。

●米軍の有効性維持確保

●復帰後の施政権行使の準備

●米民政府機能の適切な処理

●経済的、社会的格差の是正

●情報取換と相互提供

●非琉球人との相談

昭 45. 4. 22 THE JAPAN TIMES (3頁)

### Japan-U.S. Body Meets on Okinawa

The Japan-U.S. Consultative Committee on Okinawa held its 19th session here Tuesday to discuss the basic rules and guidelines for future operations of the preparatory committee for Okinawa's reversion to Japan in Naha City.

Foreign Minister Kiichi Aichi, Sadanori Yamanaka, director general of the Prime Minister's Office, U.S. Ambassador to Japan Armin H. Meyer and U.S. High Commissioner Lt. Gen. James B. Lampert "attended" the session at the Foreign Ministry.

They agreed that coordination and negotiation should be promoted among the Japanese and U.S. governments as well as the Ryukyu Government and other machinery concerned.

It was agreed that preparations for Okinawa's return should be made in parallel with the progress of diplomatic talks in Tokyo to conclude an agreement on Okinawa's reversion in accordance with the Japan-U.S. joint communique of November 1969.



沖繩復帰準備の「原則と指針」

二十一日、沖縄に関する日米協定準備委員会が決した「復帰準備および準備委員会の作業のための原則」として「指針」は次の通り。

◇ 要 要

1 沖縄の復帰準備は、日本、米国の双方で沖縄の各当局間の緊密な協力を確保して行われるものとして、四月十四日、四月十四日

二十日の佐藤首相とニクソン大統領との共同声明に定められた目標を達成するための協定の締結のために、東京で行われる外交交渉の進展も期待される。

2 この準備作業を行うにあたり、主として次の諸点を留意する。

(一) 沖縄在居の難民と難民を十分考慮して在居の確保および帰郷の向上を図り、また社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性の確保を確保する。

(二) 返還の時点では、沖縄における米国の施政権がそのまま保持される。

(三) 返還後の施政権行使の準備のため日本政府が行うべき多方面にわたる努力が、関係当局の協力を通じて、じこ進めし進められる。

(四) 日米安保条約が改訂されるに因する諸取決めを、復旧にあたりて確保し、沖縄に適用する

ための準備が行われる間、日本を含む地域の安全の面での沖縄における米国の有資格が維持される。

3 再編政府による業務を必要とする準備作業については、同政府は日本政府が沖縄の米軍当局の協力を得て提供する助言、および指導を含む必要な援助を受けることができる。琉球政府に対する日本政府の援助は、那覇に設置される日本政府の沖縄・北方対策局の調整事務局を通じて行われる。

1 準備委員会は当初、次の任務を遂行する。

(一) 施政権返還前に復帰するべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に際し、沖縄復帰に際して処理すべきものの優先順位を決定する。これらの問題は、沖縄県の設置のため、および地位協定の沖縄への適用を考慮するため必要とするべき事項にあり、復帰するに際して琉球政府、米国民政府の協力の適切な処理を含む。

(二) 沖縄の長期的な発展と経済の回復を考慮し、沖縄の復興と経済の回復を促進する。

2 上掲の諸問題は、準備委員会の作業の中心であり、準備委員会は、その作業の計画に際して留意するべき事項に留意する。

3 準備委員会は、現地にあり、日米協定準備委員会の協力を得るべき事項を決定するための目的を達成し、次の分野にわたる準備作業を遂行する。

(一) 復帰準備の進展のため、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

(二) 日本政府の協力を得るに際し、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

(三) 琉球政府の協力を得るに際し、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

(四) 日米協定準備委員会の協力を得るに際し、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

4 準備委員会は、その業務を遂行するに当たり、国務院の顧問である琉球政府行政準備委員会の協力を得る。

5 準備委員会は、協定準備委員会に対し、協定準備委員会に留意するべき事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

1 準備委員会は、現地にあり、日米協定準備委員会の協力を得るべき事項を決定するための目的を達成し、次の分野にわたる準備作業を遂行する。

(一) 復帰準備の進展のため、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

(二) 日本政府の協力を得るに際し、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

(三) 琉球政府の協力を得るに際し、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。

(四) 日米協定準備委員会の協力を得るに際し、必要となる諸事項を明らかにし、それらの取組を推進し、相互に協力を確保する。





復歸準備委員の作業

# 原則および指針に合意

## 経済的較差を是正

### 日米協 議 委 県民の意見考慮

【本報】沖縄に於ける日米協賛委員会の第十九回会が二十日午前七時半から、外務省で開かれ「復歸準備および準備委員会の作業のための原則および指針」について日米両氏が合意した。この原則および指針は、復歸準備委員会の任務の基となるもので、沖縄住民の意見と指針を十分考慮する。安永委員の他、日米協賛委員会の重んじられた意見が維持される。準備委員会は、復歸準備委員会の任務を遂行するに当たって、経済的較差を是正するに努むるべきである。

今回の会は昨秋の日米共同「復歸準備および準備委員会の作業のための原則および指針」を基として開かれた。この原則および指針は、復歸準備委員会の任務の基となるもので、沖縄住民の意見と指針を十分考慮する。安永委員の他、日米協賛委員会の重んじられた意見が維持される。準備委員会は、復歸準備委員会の任務を遂行するに当たって、経済的較差を是正するに努むるべきである。

今回の会は昨秋の日米共同「復歸準備および準備委員会の作業のための原則および指針」を基として開かれた。この原則および指針は、復歸準備委員会の任務の基となるもので、沖縄住民の意見と指針を十分考慮する。安永委員の他、日米協賛委員会の重んじられた意見が維持される。準備委員会は、復歸準備委員会の任務を遂行するに当たって、経済的較差を是正するに努むるべきである。

#### 原則と指針全文

【本報】第十九回日米協賛委員会の会合が二十日午後七時半から、外務省で開かれ「復歸準備および準備委員会の作業のための原則および指針」について日米両氏が合意した。この原則および指針は、復歸準備委員会の任務の基となるもので、沖縄住民の意見と指針を十分考慮する。安永委員の他、日米協賛委員会の重んじられた意見が維持される。準備委員会は、復歸準備委員会の任務を遂行するに当たって、経済的較差を是正するに努むるべきである。

1. 準備委員会は、復歸準備委員会の任務を遂行するに当たって、経済的較差を是正するに努むるべきである。

2. 上記の指針は、協賛委員会の任務を遂行するに当たって、経済的較差を是正するに努むるべきである。

# 米施政権なお強調

## 復帰準備委の「原則と指針」

【復帰準備委の指針】  
 復帰準備委の指針「原則と指針」が二十一日の第十九回日本復帰協議会で決定された。この指針は、復帰準備委の指針として、復帰準備の全般的な方針を示している。この指針は、復帰準備の全般的な方針を示している。この指針は、復帰準備の全般的な方針を示している。

それが必要な沖縄への最終取組が行われはじめている。防衛施設庁などはすでに第一回調査を終えている。この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。

## 準備委具体的活動へ

### 代理会議が議題調整に動く

【復帰準備委の指針】  
 復帰準備委の指針「原則と指針」が二十一日の第十九回日本復帰協議会で決定された。この指針は、復帰準備委の指針として、復帰準備の全般的な方針を示している。この指針は、復帰準備の全般的な方針を示している。この指針は、復帰準備の全般的な方針を示している。

準備委は先月二十四日の初会合以来、何回か代理会議を開き、協議を進めている。この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。

準備委は先月二十四日の初会合以来、何回か代理会議を開き、協議を進めている。この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。

「原則と指針」が二十一日の第十九回日本復帰協議会で決定された。

この指針は、復帰準備の全般的な方針を示している。

準備委は先月二十四日の初会合以来、何回か代理会議を開き、協議を進めている。

この第一回調査は、防衛施設庁が独自に行っている。

# 目的達成に全力

## 復帰準備委の指針で談話

屋良主席

日本復帰準備委員会が二十一日の委員会で採択した沖謙の「復帰準備および準備委員会の作業のための原則および指針」について、屋良主席は「新しい豊かな沖縄県づくりのためのスムーズな移行のために、準備委員会がいろいろな機能と役割を、所期の目的が達せられるよう全力を尽くしたい」との談話を発表した。

屋良主席の談話の中で、特に配慮すべき点として、「原則と指針」が沖縄県民の意見と一致をしようとするに努めて、自治の徹底が、

よき利益の向上を図り、また社会、経済、産業の分野において秩序と安定性の確保を確保するもの」を明確にし、また「準備委員会の任務は、準備委員会の任務を遂行するに当たり、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見をしっかりと考慮する」とした。また「スムーズな移行のために準備委員会を活用したい」と述べている。

また、準備委員会の運営については、各政党や大衆団体がそれぞれを最大限に協力して意見を述べたい。

（解説二面）

「被験な反応をみせているが、主眼は「原則」の中にある。復帰後の他の高度な政治的問題については今後、県民の意見をしっかりと聞いて対処していきたい」と述べている。

屋良主席の談話、準備委員会は日本復帰の「原則と指針」の精神を受け、また外交上、軍事上解決していかなければならない問題も多いため、準備委員会の限られた範囲で取り組む。「原則と指針」はそのために重要なものになっており、それを最大限に協力して意見を述べたい。

けるのではないか。(屋良がその中で)「スムーズな意見を述べて沖縄の意向がしっかりと反映されていくように配慮するほかない。基地縮小の問題は、「原則と指針」が県民の福祉安全をうたっているのだから、準備委員会で話し合いたい。しかし外交・軍事問題については解決できないだろう。行政府としては、準備委員会で扱う問題にのみ対処していくか、みんなの話を聞いてほしい。」

記者席

○...自民党のより伸びている。横割かも知

大田昌知幹事... 野党が政権移行... 野党への勢力を誇った主席...

自民へのけん制球



○...自民党は二十一日午後... 原則「のちの自民党」...

○...自民党は二十一日午後... 原則「のちの自民党」... 原則「のちの自民党」...

(一)の項・東京

# 軍雇用形態の改善に努力

日米協  
議  
委

## 「準間接」移行を検討

防衛施設  
庁 労務関係調査団派遣へ

【東京 沖縄に関する日米協議委員会第十九回会合は、二十一日の午後、防衛施設庁で開かれたが、そのあ

その内容については明らかにされていないが、「直接雇用にかわる準間接雇用の実現のため、日米双方で弾力的に取り組む」との意向が示された。

### 沖縄の立場実現図る

復帰準備委員で主席談話

日米協議委員会は二十一日の第一と事務局でまとめている。討議は十九回会合で「復帰準備委員会の作業のための原則および指針」に日米が合意したが、

おいて、沖縄の「復帰準備委員会の作業のための原則および指針」が採択された。その中には、復帰準備委員会の作業の進捗を確保するものとして、

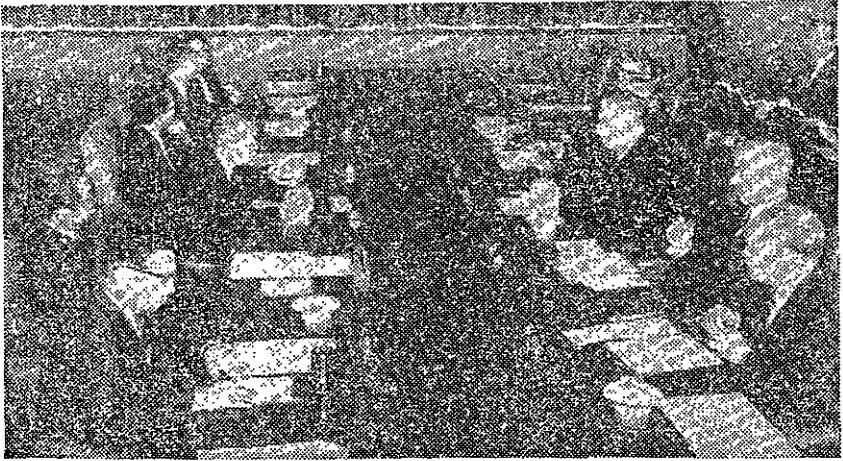
用「準間接」雇用の形態の移行が近いことが予想される。

この日の会合は「復帰準備委員会の原則と指針」で日米両政府が合意した上で、日本側から渡航制限の厳格化についてランパート高等弁務官に謝意を述べ、米側から

「準間接」雇用の形態に移行するに当たって、日本側から渡航制限の厳格化についてランパート高等弁務官に謝意を述べ、米側から

かなり具体的な内容が盛り込まれた。これは、関係官庁による検討が実施される雇用事務を、防衛施設庁の専門官を含めて進めたいとの意向が、防衛施設庁では施設中心

たつた米側の沖縄基地調査団について、近く防務関係を中心とする調査団の派遣準備がすすむとあり、正確な実情を調査した上で「間接雇用」に移した形態への移行についても検討されている。



日本側(左) 手前二人目から山中総務長官、翌知外相、米側(右)手前二人目から、ランパート米高等弁務官、マイヤー一駐日米大使、外務省で